

[ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例]

# 生息・生育地保護区

平成 25 年 3 月

滋賀県

# 目 次

## 佐波江浜湖岸動植物生息・生育地保護区

---

(近江八幡市)

指 定 告 示	.....	1
区 域 図	.....	2

## 滋賀県告示第 号

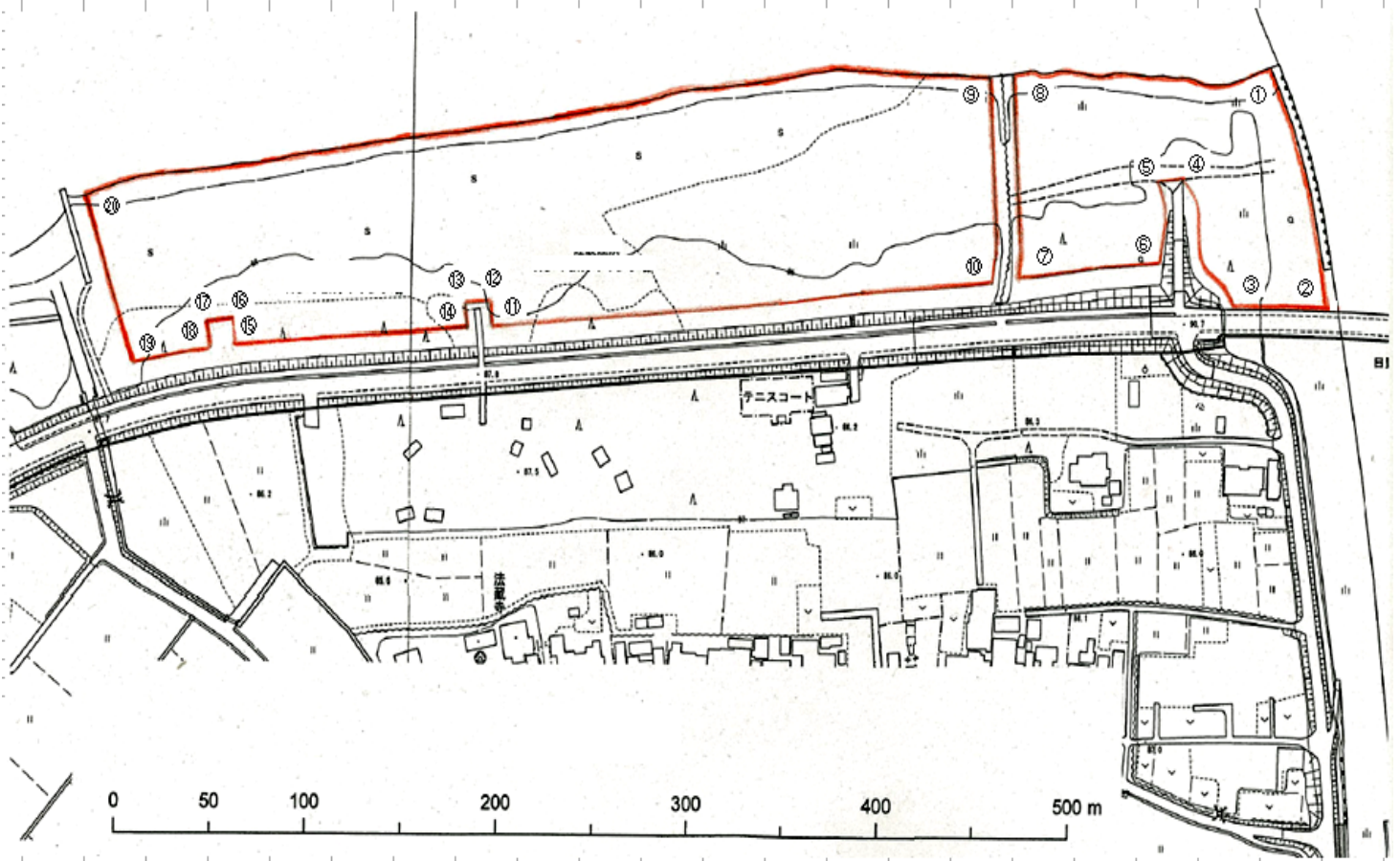
ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例（平成 18 年滋賀県条例第 4 号。以下「条例」という。）第 21 条第 1 項の規定に基づき、生息・生育地保護区を次のとおり指定し、平成 25 年 3 月 31 日から施行する。

平成 25 年 3 月 日

滋賀県知事 嘉田 由紀子

- 1 名称 佐波江浜湖岸動植物生息・生育地保護区
  - 2 指定の区域 近江八幡市佐波江浜（区域は、区域図表示のとおり）
  - 3 指定に係る野生動植物種 ハマゴウ、タチスズシロソウ
  - 4 指定の区域の保護に関する指針
    - (1) 指定の目的 本区域には、琵琶湖岸の砂浜特有の植物である希少種のハマゴウおよびタチスズシロソウの生育が確認されているとともに、ハマゴウについては県内で最も生育面積が広く、個体数が多い。このように、琵琶湖岸の砂浜特有の植生が良好な状態で存在している場所は県内では数少ないことから、琵琶湖岸の砂浜の生態系の保護を図る上で、本区域を生息・生育地保護区に指定し、指定に係る希少野生動植物種を保護していく必要がある。
    - (2) 指定に係る希少野生動植物種個体の生育のために確保すべき条件 当該地域の指定に係る希少野生動植物種は、琵琶湖岸の砂浜に適応したものである。このため、当該区域の土地利用の変化を防ぎ、砂浜を維持する必要がある。あわせて、愛好家等による希少野生動植物種の採取を防止する必要がある。
    - (3) 生育条件の維持のための環境管理の指針
      - ア 土地の形質の変更、鉱物の採掘または土石の採取 本区域においては、指定に係る希少野生動植物種が生息・生育できる砂浜の環境を維持するため、砂浜の維持管理、野生動植物の調査、その他指定に係る希少野生動植物種の保護に支障のないものを除き、土地の形質の変更および鉱物の採掘または土石の採取を行わないものとする。
      - イ 木竹の伐採 本区域において木竹の伐採を行う場合は、原則として択伐法によることとし、択伐率は現在蓄積の 30%以下とするものとする。
      - ウ 環境管理 条例違反行為に対する巡視を行うほか、地元の佐波江町自治会、本区域の管理者である流域政策局および独立行政法人水資源機構と協議しながら、指定に係る希少野生動植物の良好な生育環境の維持に努めるものとする。
- （区域図は、省略し、滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課ならびに各森林整備事務所および西部・南部森林整備事務所高島支所に備え置いて一般の縦覧に供する。）

佐波江浜湖岸動植物生息・生育地保護区の  
区域図説明表



番号	概要	所有者
① - ②	日野川左岸の法面上端	独立行政法人水資源機構、国土交通省
② - ③	日野川左岸の法面上端から湖周道路沿いに日野川左岸取付斜路の法尻を結ぶ線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
③ - ④	日野川左岸取付斜路の法尻の線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
④ - ⑤	日野川左岸取付斜路の先端の線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
⑤ - ⑥	日野川左岸取付斜路の法尻の線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
⑥ - ⑦	湖周道路法尻から10mの距離をとりながら、日野川左岸取付斜路の法尻と、佐波江樋管から5m離れた場所を結ぶ線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
⑦ - ⑧	佐波江樋管から5m離れた線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
⑧ - ⑨	琵琶湖岸の線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
⑨ - ⑩	佐波江樋管から5m離れた線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
⑩ - ⑪	湖周道路法尻から10mの距離をとりながら、佐波江樋管から5m離れた場所と、佐波江地区取付斜路の法尻を結ぶ線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
⑪ - ⑫	佐波江地区取付斜路の法尻の線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
⑫ - ⑬	佐波江地区取付斜路の先端の線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
⑬ - ⑭	佐波江地区取付斜路の法尻の線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
⑭ - ⑮	湖周道路法尻から10mの距離をとりながら、2つの佐波江地区取付斜路の法尻を結ぶ線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
⑮ - ⑯	佐波江地区取付斜路の法尻の線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
⑯ - ⑰	佐波江地区取付斜路の先端の線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
⑰ - ⑱	佐波江地区取付斜路の法尻の線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
⑱ - ⑲	湖周道路法尻から10mの距離をとりながら、佐波江地区取付斜路の法尻と、佐波江第2樋門取付斜路の法尻を結ぶ線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
⑲ - ⑳	佐波江第2樋門取付斜路の法尻を通過して、佐波江第2樋門漂砂防止堤から10m離れた場所を結ぶ線	独立行政法人水資源機構、国土交通省
㉑ - ㉒	琵琶湖岸の線	独立行政法人水資源機構、国土交通省

